資料１

令和８年度

長野県公共事業評価に係る

意見書（案）

（新規評価・再評価・事後評価）

令和８年　月

長野県公共事業評価監視委員会

目　　次

1　総論..... 3

2　新規評価に係る意見 5

（1）審議対象箇所 5

（2）新規評価に係る委員会としての意見 5

（3）おわりに 8

3　再評価に係る意見 9

（1）審議対象箇所 9

（2）再評価に係る委員会としての意見 11

（3）おわりに 19

4　事後評価に係る意見 20

（1）審議対象箇所 20

（2）事後評価に係る委員会としての意見 21

（3）おわりに 21

１　総　論

公共事業は、県民の生命及び財産を守り、安全で安心な暮らしを支えるとともに、地域間の交流、産業・観光の振興及び持続可能な地域社会の形成に不可欠な社会基盤を整備するものである。一方、人口減少、社会資本の老朽化、自然災害の激甚化・頻発化、資材価格及び労務単価の上昇等により、公共事業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このため、限られた財源の下で、事業の必要性、緊急性及び効果を客観的に検証し、県民に対する説明責任を果たす公共事業評価の役割は、ますます重要となっている。

長野県では、公共事業の実施に際し、事業着手前、実施中及び完了後の各段階において評価を行う「公共事業評価制度」を運用しており、これに基づき、令和８年度には新規評価４事業５か所、再評価 10 事業 60 か所、事後評価 12 事業 12 か所について、県から本委員会に意見照会があった。

本委員会では、これらの案件について、事業の必要性、進捗状況、事業効果の発現状況などの観点から、多角的に審議を行い、全ての案件において県の評価案は妥当であると判断した。

新規評価、再評価及び事後評価に係る委員会としての意見は、それぞれ本意見書に取りまとめているが、審議の過程では、主に以下のような意見が出された。

（１）　事業費及び工程の適切な管理について

近年の物価上昇や労務単価の上昇に加え、地質条件、用地・補償条件、関係機関との協議等により、事業費の増額や事業期間の延長が生じる事例が多く見られた。このため、事業化に先立つ調査や設計の充実により計画熟度を高めるとともに、工程管理やコスト縮減の取組を一層推進し、効率的な事業執行に努める必要がある。また、事業期間の長期化は、事業効果の発現を遅らせるだけでなく、更なる事業費の増加につながる可能性もあることから、関係機関や地元との調整を着実に進め、早期の事業効果の発現に努める必要がある。

（２）　公共事業評価制度の運用について

公共事業評価においては、費用便益分析などの定量的な指標のほか、安全性、防災性、代替性及び地域生活への効果など、事業が有する多面的な価値を総合的に評価することが重要である。また、人口減少が進む中、将来的な社会経済情勢の変化を踏まえた評価を行うことも必要である。このため、評価資料の作成に当たっては、委員会において適切な評価が行えるよう、正確かつ分

かりやすい記載に努めるとともに、人口減少等を踏まえた事業効果の検証や、再評価における新規評価時との比較を通じた費用便益分析の妥当性の確認など、県民への説明責任を果たす観点から、評価資料の更なる充実・改善に努められたい。

本委員会としては、今後の公共事業の実施に当たり、これらの意見を踏まえ、事業費及び工程の適切な管理の下、より効果的かつ効率的な事業執行に努めるとともに、計画的な事業推進と評価制度の充実を通じて、事業効果の早期発現と県民への説明責任の向上が図られることを期待する。

２　新規評価に係る意見

（１）審議対象箇所

長野県公共事業評価実施要領第 16 の規定により、審議案件については、県から新規評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

令和８年度は、表－１に示す５か所について県から意見を求められ、全ての箇所について資料を確認し概要説明を受けた上で、事業内容や全体事業費等を勘案し、詳細な審議の対象として４か所を抽出した。

表－１　意見聴取・抽出箇所

担当部局	事業名	路河川名※	箇所名（市町村）	事業概要	予定工期	全体事業費（百万円）	妥当性評価	優先度評価	県の評価案	抽出箇所
建設	地すべり対策	(地)栂池	栂池（小谷村）	集水井工 N=5基 集水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ΣL=4,000m 排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ΣL=200m、調査・観測 N=1式	R9～R18	1,050	○	4.2	事業着手	○
建設	急傾斜地崩壊対策等	(急)杉ノ越東山岸	杉ノ越東山岸（筑北村）	急傾斜地崩壊対策工 L=300m	R9～R16	900	○	3.4	事業着手	○
建設	砂防	(砂)別所湯の入川	別所温泉（上田市）	砂防堰堤工 N=1基 既設堰堤改良工 N=1基	R9～R20	1,500	○	4.6	事業着手	○
建設	砂防	(砂)岩ノ沢川	駒場（阿智村）	砂防堰堤工 N=1基	R9～R18	1,100	○	4.3	事業着手	
建設	市町村基幹道路整備	(村)伊折線	柳瀬（小谷村）	道路改築工 L=850m、W=4.0(5.0)m	R9～R12	400	○	4.6	事業着手	○
詳細審議箇所　計										4

【妥当性評価】事業実施の妥当性を「○」「×」で判定
【優先度評価】事業着手の優先度を５点満点で評価（数字が大きいほど優先度が高い）

※（地）：地すべり防止区域　（急）：急傾斜地崩壊危険区域　（砂）：砂防河川　（村）：村道

（２）　新規評価に係る委員会としての意見

① 地すべり対策事業（地)栂池　栂池　【小谷村】

■　審議結果：県の評価案（事業着手）を妥当と判断する。

【主な論点】

令和６年度までに実施した集水井等対策工の実施後に新たな変状が生じた原因、施設施工位置の妥当性、事業期間の妥当性、村道の修復・規制主体、費用便益分析の算定根拠、近隣自治体との情報共有の状況

【判断に至った理由】

○　新たな地すべり性の変状により、既設の地すべり防止施設、集落、国道及び観光施設等への被害が懸念されることから、事業の必要性が認められるため。
○　観測を継続しながら段階的に対策を実施する計画が妥当であると認められるため。
○　道路管理を含む関係主体の役割及び費用便益分析の考え方を確認した結果、事業の必要性、緊急性及び実現性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　評価に当たっては、令和６年度までの対策工との関係及び便益算定対象を分かりやすく示すこと。
○　受益が及ぶ近隣自治体に対しても、地域の安全・安心の向上につなげる観点から、事業効果等について丁寧な情報共有に努めること。

② 急傾斜崩壊対策等事業（急）杉ノ越東山岸　杉ノ越東山岸　【筑北村】

■　審議結果：県の評価案（事業着手）を妥当と判断する。

【主な論点】

斜面の変状及び荒廃状況、土砂災害警戒区域等の指定状況、事業採択要件における保全対象の考え方及び道路の位置付け

【判断に至った理由】

○　最大がけ高及び勾配が大きい斜面であり、崩壊が発生した場合には人家、公民館及び道路等に被害が及ぶおそれが認められるため。
○　現時点で顕著な変状は確認されていないものの、土砂災害警戒区域等の指定状況から、斜面の危険性が確認されているため。
○　詳細設計において、道路を含む保全対象を保全する位置に対策施設を配置する方針であることが認められるため。

≪審議上の意見≫

○　詳細設計に当たっては、人家及び道路への影響を十分確認し、必要な対策を講じること。

③ 砂防事業（砂）別所湯の入川　別所温泉【上田市】

■　審議結果：県の評価案（事業着手）を妥当と判断する。

【主な論点】

砂防計画の内容、土砂災害防止法に基づく指定状況、上流の森林整備との関係

【判断に至った理由】

○　渓床に不安定土砂及び流木が堆積し、土石流が発生した場合には、多数の人家、避難所及び要配慮者利用施設等が被災するおそれが認められるため。

○　砂防堰堤の新設及び既設堰堤の改築により、土砂及び流木の捕捉機能を確保する計画が妥当であると認められるため。

≪審議上の意見≫

○　既設の砂防堰堤の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて地元自治体、森林組合及びその他の関係機関との情報共有及び連携に努めること。

④ 市町村基幹道路整備事業（村）伊折線　柳瀬【小谷村】

■　審議結果：県の評価案（事業着手）を妥当と判断する。

【主な論点】

生活道路及び基幹道路としての役割、事業期間の妥当性、費用便益分析を実施しない理由

【判断に至った理由】

○　国道 148 号、南小谷駅、集落、役場及び複合拠点施設等を結ぶ生活道路であり、姫川右岸の基幹道路として重要な役割を担っていると認められるため。

○　幅員狭小及び線形不良の解消により、安全で円滑な交通の確保が図られると認められるため。

○　代行事業として県が実施する必要性及び事業期間の妥当性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　姫川右岸地域の基幹道路として重要な役割を担う路線であることを踏まえ、生活交通及び地域アクセスの改善効果が早期に発現するよう、計画的に事業を進められたい。

⑤ 抽出以外の箇所

このほか、詳細な審議の対象として抽出しなかった砂防事業（砂)岩ノ沢川　駒場については、県からの概要説明及び資料提供を受ける中で、事業実施の妥当性及び事業着手の優先度から、県の評価案のとおり「事業着手」とすることを妥当と判断した。

（3）おわりに

本委員会では、各事業に対する県の評価案について、事業実施の妥当性と、事業の優先度の視点から審議を行った。

新規事業の計画に当たっては、事業の必要性及び優先性を十分に検証するとともに、地質条件、用地取得や物件補償の状況、施工条件及び周辺環境について可能な限り事前に確認するほか、関係機関との協議を計画的に進め、事業費及び事業期間の見通しの精度向上に努められたい。また、過去の同種事業及び事後評価で得られた知見を活用するとともに、関係者との情報共有及び連携を図りながら、効果的かつ効率的な事業実施に取り組まれたい。

３　再評価に係る意見

（１）審議対象箇所

長野県公共事業評価実施要領第 16 の規定により、審議案件については、県から再評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

令和８年度は、表－２に示す 60 か所について県から意見を求められ、全ての箇所について資料を確認し概要説明を受けた上で、事業の進捗状況、残事業及び県の対応方針案等を勘案し、詳細な審議の対象として 13 か所を抽出した。

表－２　意見聴取・抽出箇所

担当部局	該当要件	事業名	路河川名※	箇所名（市町村）	事業概要	予定工期	全体事業費（百万円）	県の対応方針案	抽出箇所
建設	⑤-2	砂防	（砂）所沢	苫水（佐久市）	砂防堰堤工 N=1基 付替道路工 L=325m 工事用道路工 L=1.8km、W=3.0(4.0)m	R2～R12	550	継続	
建設	① ⑤-1	砂防	（砂）赤津川	普門寺（諏訪市）	砂防堰堤工 N=3基 渓流保全工 L=600m	R4～R15	1,300	継続	
建設	② ⑤-1	砂防	（砂）大沢川	高木（下諏訪町）	砂防堰堤工 N=1基	H24～R11	1,090	継続	
建設	①	砂防	（砂）堀久保沢	角間新田（諏訪市）	砂防堰堤工 N=1基 管理用道路工 L=140m	R3～R12	900	継続	
建設	①	砂防	（砂）山吹沢	大和（諏訪市）	砂防堰堤工 N=1基 管理用道路工 L=120m 工事用道路工 L=100m	R3～R12	400	継続	
建設	②	砂防	（砂）唐沢川	東伊那（駒ケ根市）	砂防堰堤工 N=2基	R2～R9	770	継続	
建設	①	砂防	（砂）藤内沢	上古田（箕輪町）	砂防堰堤工 N=1基	R3～R13	600	継続	
建設	①	砂防	（砂）矢口	北大出（辰野町）	砂防堰堤工 N=1基	R3～R13	750	継続	
建設	⑤-1 ⑤-2	砂防	（砂）南沢	平沢（伊那市）	砂防堰堤工 N=1基	R2～R12	1,520	継続	○
建設	①	砂防	（砂）槙立沢	起畑（平谷村）	砂防堰堤工 N=1基	R4～R13	550	継続	
建設	② ⑤-1	砂防	（砂）千石沢	中山（松本市）	砂防堰堤工 N=3基	H28～R13	1,300	継続	
建設	②	砂防	（砂）堂の入沢	堂の入（塩尻市）	堆積工 N=1基	H29～R9	850	計画変更	
建設	②	砂防	（砂）矢ノ口沢	倉科（千曲市）	砂防堰堤工 N=1基 管理用道路工 L=420m	H31～R10	510	継続	
建設	① ⑤-1	砂防	（砂）内山沢	豊中（須坂市）	砂防堰堤工 N=2基	R4～R13	1,100	継続	
建設	① ②	砂防	（砂）獅子沢	往生地（長野市）	砂防堰堤工 N=1基	R4～R14	900	継続	
建設	①	砂防	（砂）太田沢	安茂里（長野市）	砂防堰堤工 N=2基	R4～R16	800	計画変更	○
建設	① ②	砂防	（砂）唐沢	山新田（長野市）	砂防堰堤工 N=2基	R4～R13	1,100	継続	
建設	①	砂防	（砂）水無の沢	豊郷（野沢温泉村）	砂防堰堤工 N=1基	R4～R13	700	継続	
建設	② ⑤-1	砂防	（砂）栃平沢	栃平（筑北村）	砂防堰堤工 N=1基 流木捕捉工 N=1基	H7～R13	7,000	継続	○

担当部局	該当要件	事業名	路河川名※	箇所名（市町村）	事業概要	予定工期	全体事業費（百万円）	県の対応方針案	抽出箇所
建設	②	砂防	（砂）矢沢	瀬脇（長野市）	砂防堰堤工 N=3基	H26～R11	710	計画変更	
建設	⑤-1	砂防	（砂）瀬戸川	高府（小川村）	砂防堰堤工 N=5基	R4～R15	1,094	計画変更	
建設	②	地すべり対策	（地）沓掛	沓掛（青木村）	集水井工 N=11基 集水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ∑L=13,020m 横ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ∑L=4,790m、水路工 L=520m	R2～R12	1,650	継続	
建設	②	地すべり対策	（地）福島	福島（天龍村）	横ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ∑L=9,600m アンカー工 N=40本 開渠工 L=1,000m	H30～R12	1,000	継続	
建設	⑤-1	地すべり対策	（地）小松原	小松原（長野市）	抑止杭工 N=53本、アンカー工 N=300本 法面工、鉄筋挿入工 A=7,000m2 流路工 L=150m、水路工 L=1,500m、排土工 V=11,000m3	R3～R11	3,650	継続	○
建設	②	地すべり対策	（地）高鼻	高鼻（安曇野市）	集水井工 N=5基 集水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ∑L=5,825m 横ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 ∑L=1,660m、水路工 L=950m、谷止工 N=1基	H31～R11	750	継続	
建設	⑤-1 ⑤-2	急傾斜地崩壊対策等	（急）染谷	染谷（上田市）	法面崩壊対策工 L=720m	R2～R12	1,300	計画変更	○
建設	⑤-1 ⑤-2	急傾斜地崩壊対策等	（急）田島	田島（根羽村）	法面工 L=300m、A=6,000m2	H29～R12	720	計画変更	
建設	②	河川	（一）岡田川	篠ノ井（長野市）	河川改修工 L=1,800m 排水機場 N=1基	H30～R14	3,300	継続	
建設	⑤-2	河川	（一）求女川	田中（東御市）	河川改修工 L=1,170m	H3～R12	2,900	継続	
建設	② ⑤-1	河川	（一）皿川	北町（飯山市）	河川改修工 L=600m	R3～R14	4,500	継続	○
建設	⑤-1	河川	（一）黒沢川	黒沢（安曇野市）	河川改修工 L=235m 調節池 N=1基	H26～R10	5,500	継続	○
建設	⑤-1	街路	（都）若宮線 （（主）長野上田線）	若宮（千曲市）	道路改築工 L=800m、W=6.0(16.0)m	R2～R9	1,710	継続	
建設	⑤-1	街路	（都）県庁篠ノ井線	川中島～篠ノ井（長野市）	道路築造工 L=384m、W=13.0(22.0～25.0)m	H25～R12	1,920	継続	
建設	⑤-1	街路	（都）芳野双葉線 （（一）寺村南松本（停）線）	双葉（松本市）	道路改築工 L=340m、W=6.0(16.0)ｍ	R4～R14	2,200	継続	
建設	⑤-1	街路	（都）赤砂東山田線（（一）岡谷下諏訪線）	東山田（下諏訪町）	道路築造工 L=1,400m、W=6.0(12.0～16.0)m	R4～R13	5,600	継続	○
建設	⑤-1 ⑤-2	市町村基幹道路整備	（町）川向梛野線	高瀬橋（南木曽町）	橋梁架替工 L=120m、W=5.5(6.5)m	R2～R13	3,300	継続	○
建設	⑤-1 ⑤-2	道路改築	（国）141号	海尻（南牧村）	道路築造工 L=550m、W=6.5(10.25)m	H30～R15	3,360	継続	
建設	②	道路改築	（国）144号	湯ノ平橋（上田市）	道路築造工 L=630m、W=6.0(10.5)m	H29～R13	900	継続	
建設	⑤-1 ⑤-2	道路改築	（国）143号	青木峠バイパス（松本市～青木村）	道路築造工 L=4,300m、W=6.5(9.0)m	H31～R14	25,000	継続	○
建設	⑤-1 ⑤-2	道路改築	（国）152号	小嵐バイパス（飯田市）	道路築造工 L=2,425m、W=6.5(8.0)m	H19～R13	3,000	継続	
建設	⑤-1	道路改築	（国）256号	下久堅バイパス（飯田市）	道路築造工 L=3,200m、W=6.0(7.5～9.75)m	H26～R15	11,000	継続	
建設	⑤-2	道路改築	（国）403号	関崎橋東（長野市）	道路築造工 L=520m、W=6.5(10.5～13.0)m	H25～R12	700	継続	
建設	⑤-1	道路改築	（国）403号 下木島	下木島（飯山市～木島平村）	道路築造工 L=1,380m、W=6.5(15.0)m	R2～R14	3,000	継続	
建設	②	道路改築	（一）南箕輪沢渡線	神子柴（南箕輪村）	道路築造工 L=150m、W=5.5(9.25)m	H29～R12	200	継続	
建設	⑤-1	道路改築	（主）飯田富山佐久間線	松崎（天龍村）	道路築造工 L=735m、W=6.0(7.5)m	R3～R14	3,600	継続	
建設	⑤-1	道路改築	（主）開田三岳福島線	小島トンネル（木曽町）	道路築造工 L=400m、W=6.0(9.0)m	R2～R11	2,700	継続	

担当部局	該当要件	事業名	路河川名※	箇所名（市町村）	事業概要	予定工期	全体事業費（百万円）	県の対応方針案	抽出箇所
建設	② ⑤-1	道路改築	(主)大町明科線	安曇野道路 （安曇野市）	道路築造工 L=4,000m、W=6.5(9.5)m	R4～R18	40,000	継続	○
建設	⑤-1	道路改築	(一)内川姨捨(停)線	内川 （千曲市）	道路改築工 L=430m、W=6.0(14.0)m	R5～R12	1,250	継続	
建設	②	道路改築	(一)内川姨捨(停)線	姨捨 （千曲市）	道路築造工 L=150m、W=5.5(7.0)m	H29～R11	460	継続	
建設	② ⑤-1	道路改築	(一)三才大豆島中御所線	北長池～大豆島 （長野市）	道路築造工 L=2,100m、W=14.0(30.0)m	H29～R14	8,500	継続	
建設	①	道路改築	(一)塩田仁古田線	中塩田 （上田市）	道路改築工 L=300m、W=6.0(12.0)m	R4～R13	540	継続	
建設	①	道路改築	(主)戸隠篠ノ井線	折橋(六地蔵) （長野市）	道路改築工 L=160m、W=5.5(7.0)m	R4～R15	300	計画変更	○
農政	④	中山間総合整備		ひのきの里 （上松町）	農業用用排水路施設 L=1,724m、農道工 L=2,454m ほ場整備 A=9.0ha、鳥獣進入防止施設整備 L=1,489m、 農業集落道工 L=787m、他	H25～R10	2,281	継続	
農政	⑤-1	中山間総合整備		日曽利 （飯島町）	農業用用排水路施設 L=372m、ほ場整備 A=20.2ha、 用地整備 N=1箇所、施設整備 N=3箇所	R6～R14	1,328	継続	
農政	⑤-1	農村地域防災減災		千曲川沿岸更北 （長野市）	排水機場 N=2箇所	R3～R13	4,100	継続	○
農政	⑤-1	農村地域防災減災		香坂ダム （佐久市）	放流塔補強 N=1式、土砂吐ｹﾞｰﾄ改修 N=1式、 放流塔連絡橋補修 N=1式、余水吐補修 N=1式、 余水吐橋補修 N=1式、管理棟改修 N=1式、他	H30～R12	1,665	継続	
農政	⑤-1	農村地域防災減災		小海原2 （小海町）	管路工 L=4,236m、水管橋 L=74m	H30～R12	1,313	継続	
農政	⑤-1	畑地帯総合土地改良		川田長原 （長野市）	畑地かんがい施設 A=28.3ha、管路工 L=14,564m、 配水槽 N=1箇所、水管理施設工 N=1式、 井戸更新 N=1箇所	H30～R10	1,330	継続	
農政	⑤-2	畑地帯総合土地改良		洗馬妙義Ⅱ期 （塩尻市）	畑地かんがい施設 A=70.5ha、農道工 L=9,100m	R6～R10	1,147	継続	
農政	⑤-1	畑地帯総合土地改良		小海原 （小海町）	農業用用排水路施設 L=3,310m、 畑地かんがい施設 A=81.5ha、農道工 L=2,544m	R1～R12	857	継続	
詳細審議箇所　計									**13**

[県の対応方針案]事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢等の変化等の観点から、「継続」「計画変更」「一時休止」「中止」「再開」を判断

[再評価該当要件]
①：事業採択後５年間を経過した後も未着工の箇所
②：事業採択後10年間（国土交通省個別補助の場合所定の期間）が経過した時点で継続中の箇所（※１　国の評価に合わせて前倒し）
③：事業採択前の準備・計画段階で５年間が経過している箇所
④：再評価実施後５年間が経過した時点で継続中の事業（再々評価）
⑤：その他必要と認める箇所
⑤-1：全体事業費が著しく増加する箇所、⑤-2：事業期間が長期間に及ぶことが確実な箇所、⑤-3：事業の一時休止、再開又は中止の判断が必要な箇所

※（砂）：砂防河川　（地）：地すべり防止区域　（急）：急傾斜地崩壊危険区域　（一）一級河川　（国）：一般国道　（主）：主要地方道
（一）：一般県道　（都）：都市計画道路　（町）：町道

（２）再評価に係る委員会としての意見

① 砂防事業（砂）南沢　平沢　【伊那市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

事業化前の詳細調査の熟度、補償工事の内容、流域整備の状況、採用する堰堤型式及び配置計画の妥当性

【判断に至った理由】

○　事業化後の詳細調査により、既設堰堤の改築では安定性の確保が困難であることが判明したことから、安全性及び施設効果の確保に向け、下流側に新たな堰堤を設置する計画は妥当であると認められるため。

○　補償工事の内容、近隣流域の整備状況との整合及び採用する堰堤型式の妥当性が確認されたため。

≪審議上の意見≫

○　今後の同種事業においては、事業化前の調査及び計画の熟度の向上に努めること。

② 砂防事業（砂）太田沢　安茂里　【長野市】

■　審議結果：県の再評価案（計画変更）を妥当と判断する。

【主な論点】

堰堤の整備基数及び事業費の妥当性、費用便益分析の算定方法

【判断に至った理由】

○　地形測量等の結果、当初計画の堰堤１基では必要な施設効果量を確保できないことが判明したことから、堰堤２基への計画変更が必要であると認められるため。

○　変更後の事業費は、事業規模及び整備内容に照らして妥当であると認められるため。

≪審議上の意見≫

○　計画変更に伴う事業費の増加を踏まえ、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

③ 砂防事業（砂）栃平沢　栃平　【筑北村】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

事業化前の調査及び設計の実施状況、堰堤型式の選定の考え方、盛土材の改良及び工法の変更に至った経過

【判断に至った理由】

○　詳細な施工検討の結果、盛土材の改良、コンクリートの温度ひび割れ対策及びチッピング工法の変更が必要となったことが確認されたため。

○　採用する堰堤型式及び工法の変更について、技術的な合理性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　今後の同種事業においては、事業費の増加を可能な限り抑制できるよう、事業化前の調査及び設計の充実に努めること。

④ 地すべり事業（地）小松原　小松原　【長野市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

地すべり対策工法の選定及び組合せの考え方、事業費増額の見通し、費用便益分析の算定方法

【判断に至った理由】

○　新たに確認された地すべり性崩壊への対応のため、追加の調査・設計及び対策工の実施が必要であると認められるため。

○　採用する対策工法の組合せについて、技術的な合理性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　追加対策工の実施に伴う事業費の増加及び事業期間の長期化をできる限り抑制できるよう、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

⑤ 急傾斜地崩壊対策等事業（急）染谷　染谷　【上田市】

■　審議結果：県の再評価案（計画変更）を妥当と判断する。

【主な論点】

工法変更理由、連続繊維補強土工の環境への影響、関係市町村との協議の経過

【判断に至った理由】

○　地質調査及び斜面安定解析の結果、当初工法では必要な安定性の確保が困難であることが判明し、連続繊維補強土工と鉄筋挿入工を併用する計画には必要性及び技術的な合理性が認められるため。

○　工法変更に伴う周辺環境への影響並びに工法を変更する範囲及び工程について関係市町村との協議状況を確認した結果、計画変更の妥当性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　採用工法の特性を踏まえ、施工及び維持管理の各段階において、周辺環境への影響にも留意しながら事業を進めること。

⑥ 河川事業（一）皿川　北町　【飯山市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

鉄道事業者との費用負担及び施工期間に関する協議の状況、出水期施工に伴う仮締切工の内容、費用便益分析の算定根拠

【判断に至った理由】

○　鉄道橋周辺の施工について、鉄道事業者との協議の結果、仮締切工及び基礎構造の追加が必要となったことに合理性が認められるため。

○　出水期における安全確保及び鉄道運行への影響を最小限とする施工条件が、事業費の増額及び工期延長の要因となっていることに妥当性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　引き続き、鉄道事業者等の関係機関との調整を着実に進めるとともに、出水期における安全確保に十分留意しながら、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

⑦ 河川事業（一）黒沢川　黒沢　【安曇野市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

調節池の規模決定根拠、地中支障物の詳細及び判明経過

【判断に至った理由】

○　調節池による適切な調節量を確保する計画であることが認められるため。
○　現地調査により判明した地中支障物への対応及び管理設備の遠隔化等の必要性が認められ、これらが事業費の増額及び工期延長の合理的な要因であると認められるため。

≪審議上の意見≫

○　地中支障物への対応等を着実に進め、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

⑧ 街路事業（都）赤砂東山田線（一般県道岡谷下諏訪線）　東山田　【下諏訪町】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

事前調査の精度、事業期間の妥当性、関連事業である国道 20 号バイパスの進捗状況、街路事業として整備する範囲、自転車通行空間の整備の必要性

【判断に至った理由】

○　現地ボーリングにより軟弱地盤が確認され、対策工の追加が必要であると認められるため。
○　用地取得及び関連する道路事業との調整が適切に進められており、事業期間の妥当性が認められるため。
○　自転車通行空間及び歩道の整備区間の妥当性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　用地取得及び関連事業との調整を着実に進め、事業費及び工程の適切な管理に努めること。
○　今後の同種事業においては、事業化前の調査及び設計の熟度の向上に努めること。

⑨ 市町村基幹道路整備事業（町）川向梯野線　高瀬橋　【南木曽町】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

橋台及び橋脚施工時の仮設施工条件、国道 19 号の代替ルートとしての道路ネットワーク上の役割

【判断に至った理由】

○　安全性を確保するため、現地施工により判明した転石等への対応や、仮設土留工及び仮桟橋の追加が必要であり、これに伴う事業費の増額に妥当性が認められるため。

○　本路線が国道 19 号を補完する道路ネットワーク上の重要な役割を担っていることが認められるため。

≪審議上の意見≫

○　国道 19 号を補完する代替路機能の早期発現に向け、安全性を確保しながら、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

⑩ 道路改築事業（国)143 号　青木峠バイパス　【松本市～青木村】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

整備後の将来交通量の見通し、要対策土の仮置き方法及び流出対策、再評価の前倒し実施の理由

【判断に至った理由】

○　松本地域と上田地域を結ぶ広域道路として重要な役割を担っており、現道の幅員狭小及び線形不良の解消並びに災害時における交通の確保に資すると認められるため。

○　要対策土への対応、地すべり対策の追加及びトンネル断面の見直し等について必要性があると認められるため。

○　前倒しによる再評価により、大幅な事業の見直し内容について適時に審議を行い、その妥当性が確認できたため。

≪審議上の意見≫

○　本事業は長大トンネルを計画しており、多額の事業費を要する事業であることを踏まえ、事業費及び工程の適切な管理に努めること。

○　今後も調査設計及び工事の進捗等に応じて適時に再評価を実施するなど、事業費の適切な管理及び県民への丁寧な説明に努めること。

⑪ 道路改築事業（主）大町明科線　安曇野道路 【安曇野市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

事業期間の妥当性、補償費の算定内容、河川内の仮設時計画流量の算出根拠

【判断に至った理由】

○　地域高規格道路の一部として広域交通の円滑化及び災害時における代替性の向上に資すると認められるため。

○　用地取得及び関連する道路事業との調整が適切に進められており、事業期間の妥当性が認められるため。

○　関係機関との協議や地質調査等に伴う橋梁構造及び仮設工の見直しについて必要性が認められ、その算定根拠も妥当であると認められるため。

≪審議上の意見≫

○　関係機関及び地元との調整を着実に進め、事業化前に可能な限り支障物件等の状況を把握して補償費の算定精度の向上を図るなど、事業化前の調査及び設計の熟度向上に努めること。

⑫ 道路改築事業（主）戸隠篠ノ井線　折橋（六地蔵）【長野市】

■　審議結果：県の再評価案（計画変更）を妥当と判断する。

【主な論点】

緊急輸送道路の指定状況、事業区間及び事業期間の妥当性、費用便益分析の算定方法

【判断に至った理由】

○　当初計画区間全体の整備が困難となった中で、最も幅員が狭く交通上の支障が大きい区間に事業を重点化しており、安全性の向上や長野市地域防災計画上の緊急輸送機能の確保にも資すると認められるため。

○　地形的な制約が大きく、現道を供用しながら施工する必要があることから、計画工期は妥当であると認められるため。

≪審議上の意見≫

○　交通上の支障が大きく、安全性の確保が課題であり、緊急輸送道路として重要な役割を担う路線であることも踏まえ、早期の事業効果の発現に努めること。

⑬ 農村地域防災減災事業　千曲川沿岸更北 【長野市】

■　審議結果：県の再評価案（継続）を妥当と判断する。

【主な論点】

関係機関との工程調整の状況、工期延長理由の妥当性、計画の熟度

【判断に至った理由】

○　老朽化した排水機場の改修が浸水被害防止に必要であると認められるため。

○　河川管理者との詳細協議及び樋管工事との工程調整により、本体工及び仮設工の変更が必要となったことから、これに伴う事業費の増額及び工期延長には妥当性が認められるため。

≪審議上の意見≫

○　農地防災施設として基幹的な役割を担う施設であることを踏まえ、早期の事業効果発現に努めること。

○　今後の同種事業においては、事業化前の調査及び計画の熟度向上に努めること。

⑭ 抽出以外の箇所

このほか、詳細な審議の対象として抽出しなかった砂防事業 (砂)所沢苦水ほか 47 か所については、県からの概要説明を受けるとともに、予定工期、事業費、費用便益分析等の前回評価時との比較一覧表等も確認した上で、事業の必要性や進捗状況等から、県の評価案のとおり「継続」又は「計画変更」とすることを妥当と判断した。

なお、道路改築事業 (国) 141 号 海尻については、事業費の大幅な増額により費用便益分析が著しく低下したものの、通学路の安全確保、緊急輸送道路としての機能確保及び老朽橋対策等の定量化が困難な防災・安全効果を総合的に勘案し、県の評価案のとおり「継続」とすることを妥当と判断した。

（３）おわりに

再評価対象事業には、詳細調査・設計又は関係機関との協議の結果、事業費が大幅に増額した事業や事業期間が長期化した事業、さらには現場着手までに相当の期間を要した事業が複数見られた。本委員会では、こうした状況を踏まえ、事業の進捗状況や変更内容を確認しながら、その妥当性について審議を行った。

また、県の評価案には「継続」及び「計画変更」の案件が含まれていたが、「継続」は事業費や事業期間の見直しを含め、現計画に基づき事業を継続実施することが妥当と認められる場合、「計画変更」は効果的・効率的な事業執行の観点から、事業の実施方法や事業規模等の重要な見直しが必要と認められる場合であることを踏まえ、その妥当性について審議した。「継続」と「計画変更」の区分の考え方が分かりにくい事例も見受けられたことから、判断基準の明確化に努められたい。

さらに、評価資料の作成に当たっては、記載内容の確認を徹底するとともに、再評価事由、工程、事業固有の創意工夫及び評価判断の根拠等について、具体的かつ分かりやすく記載し、評価内容がより適切に理解できる資料となるよう努められたい。

４　事後評価に係る意見

（１）審議対象箇所

長野県公共事業評価実施要領第 16 の規定により、審議案件については、県から事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

令和８年度は、表－３に示す 12 か所について、県から意見を求められ、全てについて資料を確認し概要説明を受けた上で、詳細な審議の対象として１か所を抽出した。

表－３　意見聴取・抽出箇所

担当部局	事業名	路河川名※	箇所名（市町村）	事業概要	工期	最終事業費（百万円）	県の評価案	抽出箇所
農政	地すべり対策		天間芦沢（長野市）	横孔ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工 L=1,860m 排水路工 L=999m 床固工 N=3基	H23～R2	161	A	
建設	急傾斜地崩壊対策等	(急)小之入	小之入（上田市）	崩壊土砂防護柵工 L=226m 吹付法枠工 A=1,065m2	H26～R2	387	A	
建設	砂防	(砂)前山沢	八町（須坂市）	砂防堰堤工 N=2基	H23～R2	686	A	
林務	治山		田沢（安曇野市）	土留工 N=4個、法切工 L=1,531m3、 法枠工 A=4,623m2、水路工 L=95m、 筋工 L=253m、伏工 A=1,369m2、他	H26～R2	292	A	
農政	農村地域防災減災		伊那（伊那市）	水路橋耐震補強整備 N=3橋	H28～R2	293	A	
建設	河川	(一)武井田川	豊田（諏訪市）	護岸工 L=3,630m 橋梁工 N=12橋	H2～R2	6,220	A	
建設	道路改築	(主)大町麻績インター千曲線	山清路（生坂村）	道路築造工 L=442m、W=5.5(7.0)m	H22～R2	2,216	A	
建設	街路	(都)3・4・23号飯田中津川線	知久町（飯田市）	道路拡幅工 L=440m	H27～R4	1,400	A	
建設	市町村基幹道路整備	(村)20号線	鴨之尾橋（小川村）	橋梁整備工 N=1橋 取付道路工 N=1式	H27～R2	334	A	
建設	道路環境対策	(主)下諏訪辰野線	平出上町（辰野町）	歩道設置工(両側) L=240m	H26～R4	502	A	
農政	中山間総合整備		殿城（上田市）	用排水路工 L=8,012m、農道工 L=835m、ほ場整備 A=22.8ha、暗渠排水 A=6.2ha、集落道 L=2,480m、他	H23～R2	1,680	A	○
農政	経営体育成基盤整備		大平（富士見町）	区画整理工 A=7.6ha、用排水路工 L=2,400m、農道工 L=1,500m、暗渠排水 工 A=8.0ha、客土工 A=7.5ha	H28～R2	219	A	
詳細審議箇所　計								1

[県の総合評価]事業効果の発現状況等の評価項目を点数化し、その合計により評価（100点満点　A：80点以上、B：79～50点、C：49点以下）

※（急）：急傾斜地崩壊危険区域　（砂）：砂防河川　（一）：一級河川　（主）：主要地方道　（都）：都市計画道路　（村）：村道

（２）事後評価に係る委員会としての意見

① 中山間総合整備事業　殿城　【上田市】

■　審議結果：県の評価案（Ａ）を妥当と判断する。

【主な論点】

地域住民による農業施設の維持管理の継続性、事業内容の変更の経過

【判断に至った理由】

○　農業生産基盤及び農村生活環境の整備により、耕作放棄地の減少、作業効率の向上、安全性の確保及び都市農村交流の促進等の効果が発現していると認められるため。
○　地域主体による適切な維持管理体制が継続されていると認められるため。
○　事業内容の変更後においても、所期の目的が達成されていることが確認できたため。

≪審議上の意見≫

○　地域と連携した適切な維持管理や都市農村交流の促進など、本事業で得られた成果や知見を同種事業に活かされたい。

② 抽出以外の箇所

このほか、詳細な審議の対象として抽出しなかった地すべり対策事業 天間芦沢ほか 10 か所については、県からの概要説明及び資料提供を受ける中で、事業効果の発現状況、事業実施に伴う自然環境及び生活環境等の変化、施設の維持管理状況並びに地域住民等の評価等から、県の評価案のとおり「Ａ」評価を妥当と判断した。

なお、治山事業 田沢については、過去の崩壊原因について、降雨だけでなく、施工履歴、残存する不安定土砂、周辺斜面及び上部道路からの排水等を含め、多面的な観点から検証する必要がある。

（３）おわりに

事後評価は、事業効果の発現状況を確認するとともに、当初計画と実績との差異、事業実施上の課題及び有効であった取組を検証し、その結果を今後の新規評価及び再評価に反映していくために重要な役割を果たすものである。事業により整備された施設の機能が長期にわたり十分発揮されるよう、適切な点検及び維持管理を継続するとともに、事後評価を通じて得られた知見を今後の事業計画及び事業実施に活かされたい。